

共通ガイドライン

(3) 共通ガイドライン

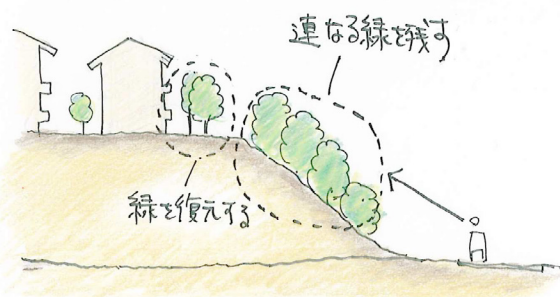
ガイドラインの内容

- 1: 建物等と緑をセットとして施設計画を図る
- 2: 地域の特性を活かし、周辺の景観と調和するよう配慮する
- 3: 境界領域（セミパブリック）では豊かな表情を形成する
- 4: 柏らしい色彩景観を形成する
- 5: 工作物を設置する場合は、周辺の景観を損ねないように配置やデザインなどに配慮する
- 6: 屋外で土石、廃棄物等を堆積する場合は、周辺の環境との調和を図る

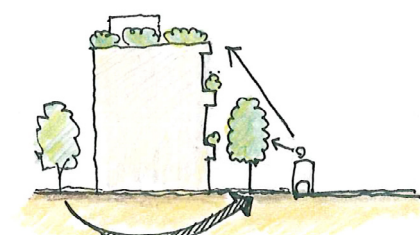
共通ガイドライン1：建物等と緑をセットとして施設計画を図る

斜面緑地や平地林、野馬土手など柏を特徴づけているものは極力残し、緑を取り込んだ計画とすることや伐採した緑の復元に努めることなど、自然の風景との共生を図りましょう。

また、建物や敷地の周りは、通りなどから見えるよう緑を配し、さらに、商業地など多くの人が行き来する所では、人の目を楽しませるような“魅せる”ための緑の配置の工夫も望まれます。



《残す、復元する》



《見せる》



《魅せる》

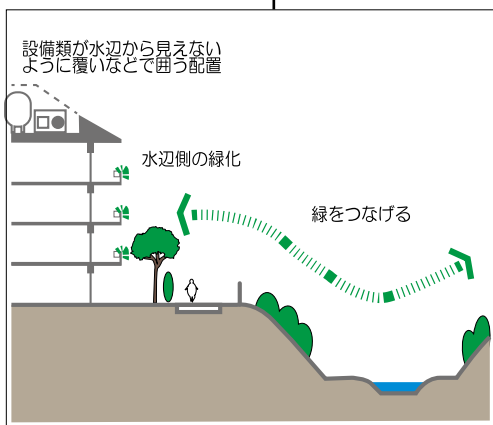
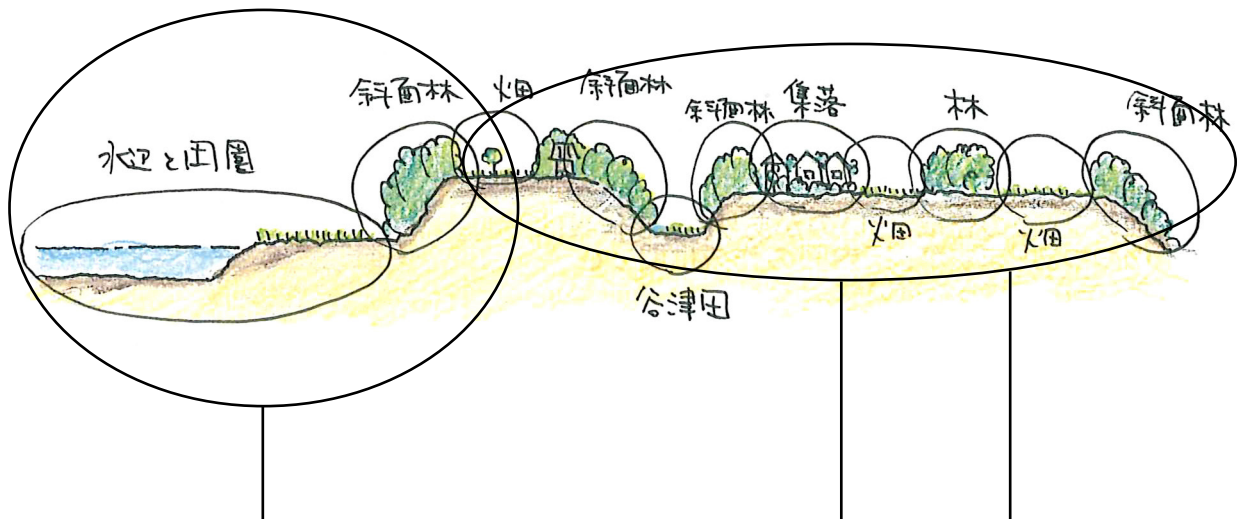
行為の基準

梓部分のガイドラインは、景観法第16条第1項に定める行為の届出及び柏市景観まちづくり条例第7条に定める事前協議の際の基準となります。

共通ガイドライン2：地域の特性を活かし、周辺の景観と調和するよう配慮する

地域の社寺などの歴史的資源を保全するとともに、その周辺では、それらを生かした地域になじむよう、建築物などの外観の材料などを選ぶ時には、地域固有の特徴に配慮しましょう。

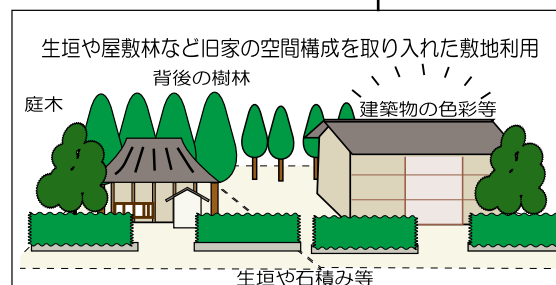
また、水辺周辺では、水辺に顔を向けた建物配置や緑化などへの配慮も必要です。小さな生物が生息できる環境づくりとともに、やすらぎの感じられる景観の形成が望めます。



《水辺に顔を向けた建物配置》



《歴史的資源周辺での配慮》



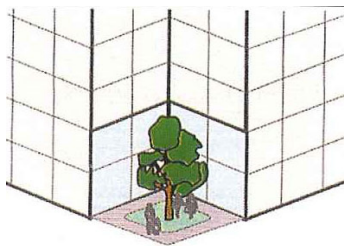
《地域固有の特徴への配慮》

共通ガイドライン3：境界領域(セミパブリック)では豊かな表情を形成する

視線をひき付けやすい敷地の境界部コーナー部のしつらえは、通りに向けた表情づくりや演出を行うとともに、セットバックなどを行い、快適な歩行空間形成のための工夫も必要です。

また、通りでは共通となる要素（壁面の位置、生け垣など）を探し、つなげてまち並みを形成する配慮も行いましょう。

さらに、公園や学校、コミュニティ施設等の公共施設及びその周辺では、周辺の環境と調和した建物や緑の配置が望まれます。



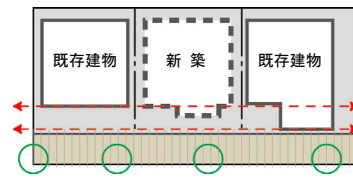
《コーナー部の演出》

シンボルツリーや広場などの演出により、街角の印象が高まります。



《歩行空間の形成》

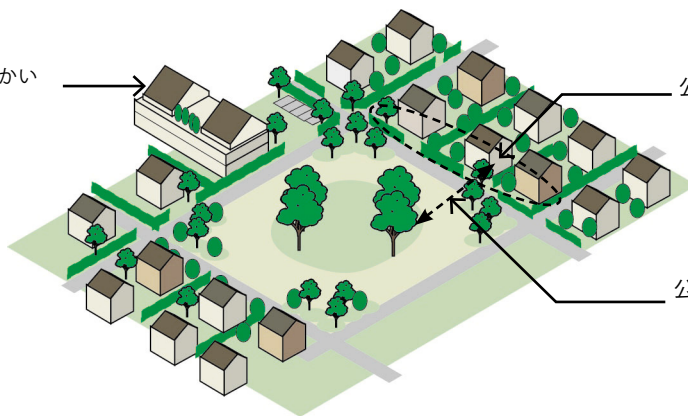
セットバックによる歩行空間の創出（柏四丁目）



《通りで共通となる要素》

建物のデザイン

ボリュームや色づかいへの配慮



公園に向けての顔づくり

公園からの景観を意識し、建物の裏側を公園に向けないようにしましょう。

公園との連続性

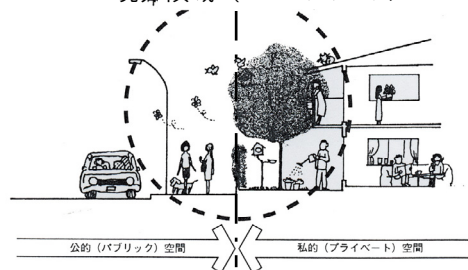
公園に接する部分は緑の連なりに配慮し、生け垣などの緑を配置しましょう。

《公共施設など周辺のまち並み形成：(例) 公園》

境界領域(セミパブリック)とは・・・

特に通りに面する境界部は、多くの人の目に触れる場としてセミパブリック(半公共)の空間といえます。豊かな緑や外壁の色彩、まち並みの連続性など、通りとの関係への配慮が求められます。また、歩行者にゆとりを感じさせるような空間の確保や演出によって、散歩をしたくなるような楽しさや魅力のある景観としていくことも大切です。

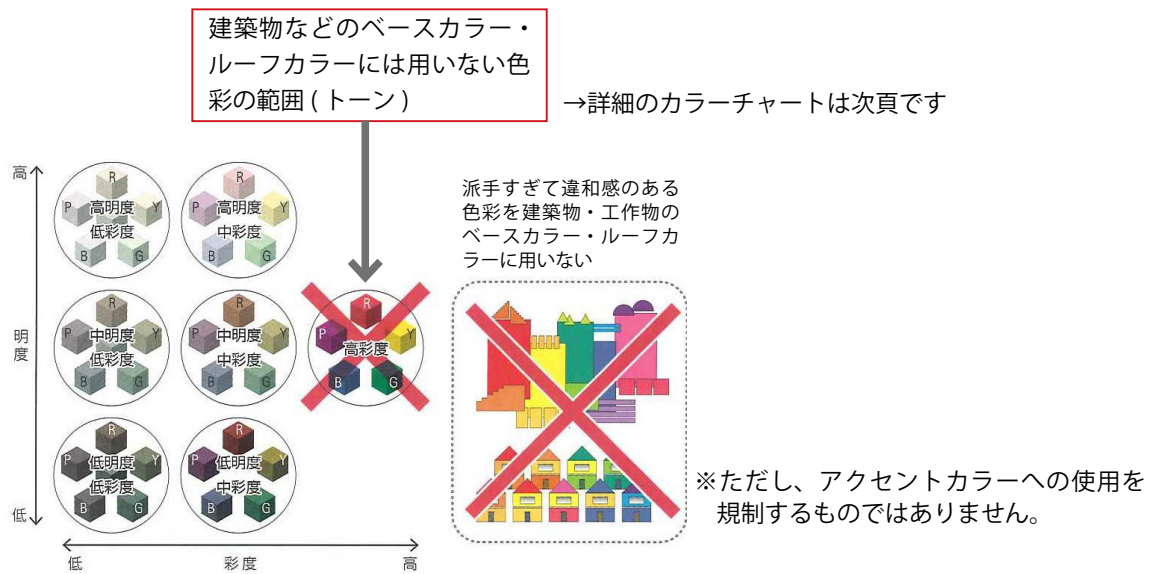
境界領域(セミパブリック)



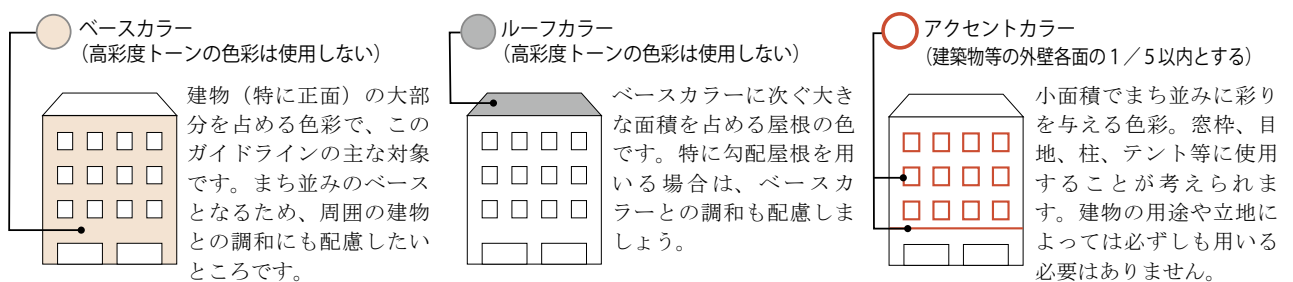
共通ガイドライン4： 柏らしい色彩景観を形成する

建築物等の用途や規模、立地場所などを考慮し、次のような方法により、周辺のまち並みにふさわしい色彩の選択を図りましょう。

建築物等のベースカラー・ルーフカラーは、暖かみのある穏やかなトーンを基本とし、特に高彩度トーンの色は使用しないでください。



<ベースカラー、ルーフカラー、アクセントカラーについて>



<素材色をベースとした建物について>

様々な建材が多様化される今日においても、木材や石材、砂や土などの建材が多く用いられています。こうした自然素材の色は、経年変化により穏やかなトーンに変色することが多いことから例外とします。



白壁や木材など自然素材で構成された伝統的な民家。落ち着いたトーンで周囲の緑とも調和しています。

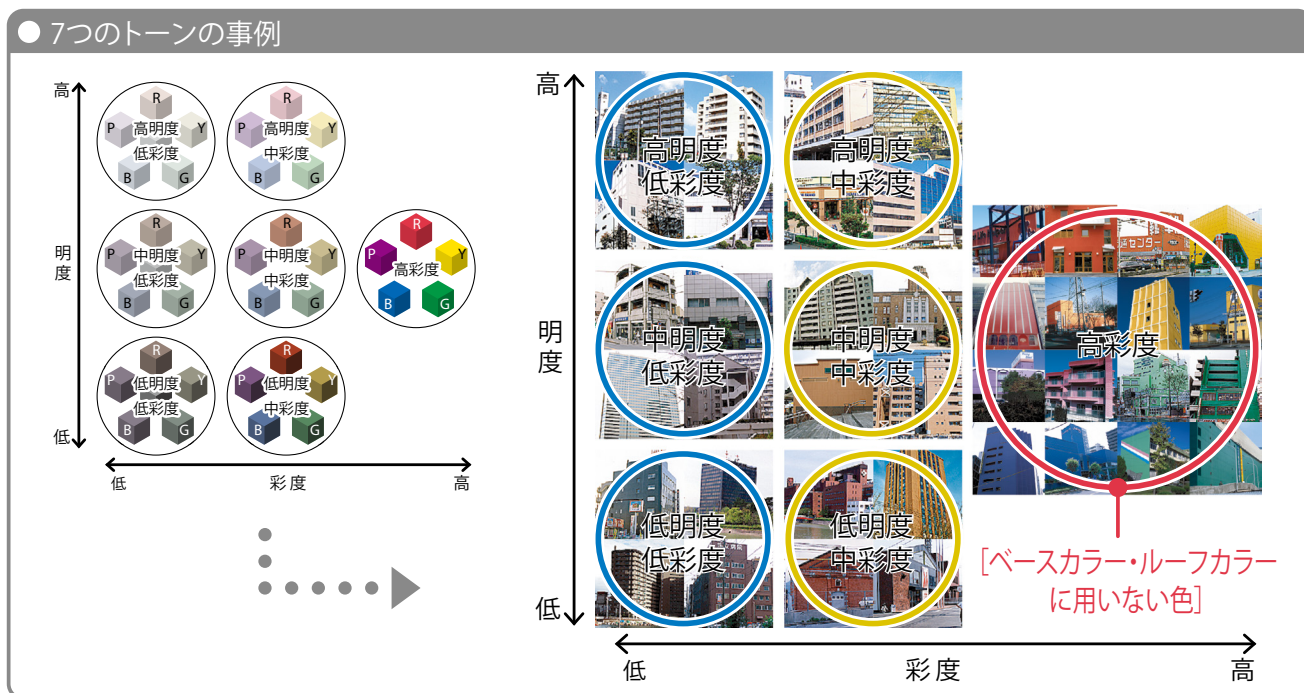
※ 色彩については、(4) 地域ごとのガイドラインもご覧ください。

カラーチャートとベースカラー・ルーフカラーの色彩基準

全市共通の色彩のガイドラインや地域別のガイドラインによる、[ベースカラー・ルーフカラーに用いない色][おすすめの色]を判断するために、すべての色彩を7つのトーンに分類したカラーチャートを用意しました。

7つのトーンの明度や彩度の範囲は、色相ごとに異なりますので注意してください。

● 7つのトーンの事例



● 青の枠で囲まれた色…低彩度色

穏やかで落ち着いた雰囲気のある色

柏市では、建築物の約7割がこの範囲の色彩をベースカラーとしています。穏やかで落ち着いた雰囲気を持ち、まちなみの景観のベースとなるような色彩の範囲です。

● 赤の枠で囲まれた色…高彩度色

ベースカラーとしては派手すぎて違和感のある色

全市共通のガイドラインで[ベースカラー・ルーフカラーに用いない色]に指定した色彩の範囲です。建築物や工作物等のベースカラーとしては派手すぎて違和感があり、柏市の緑豊かな景観や穏やかなまちなみを阻害するおそれがあります。

● 黄の枠で囲まれた色…中彩度色

華やかで彩り豊かな雰囲気の色

建築物の外装色としては色味を感じさせる、華やかな雰囲気のある色彩の範囲です。商業施設や人の集まる施設では、こうした華やかな色彩を効果的に用いることも考えられますが、大きな面積で使うときには周囲の景観に十分注意してください。

建築物等の色彩基準

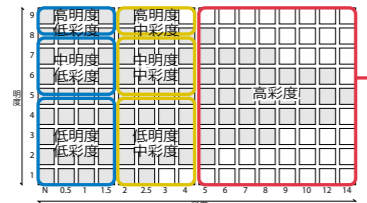
※ 重点地区で別に色彩基準を定めている場合は、当該地区の基準による

トーン一覧表

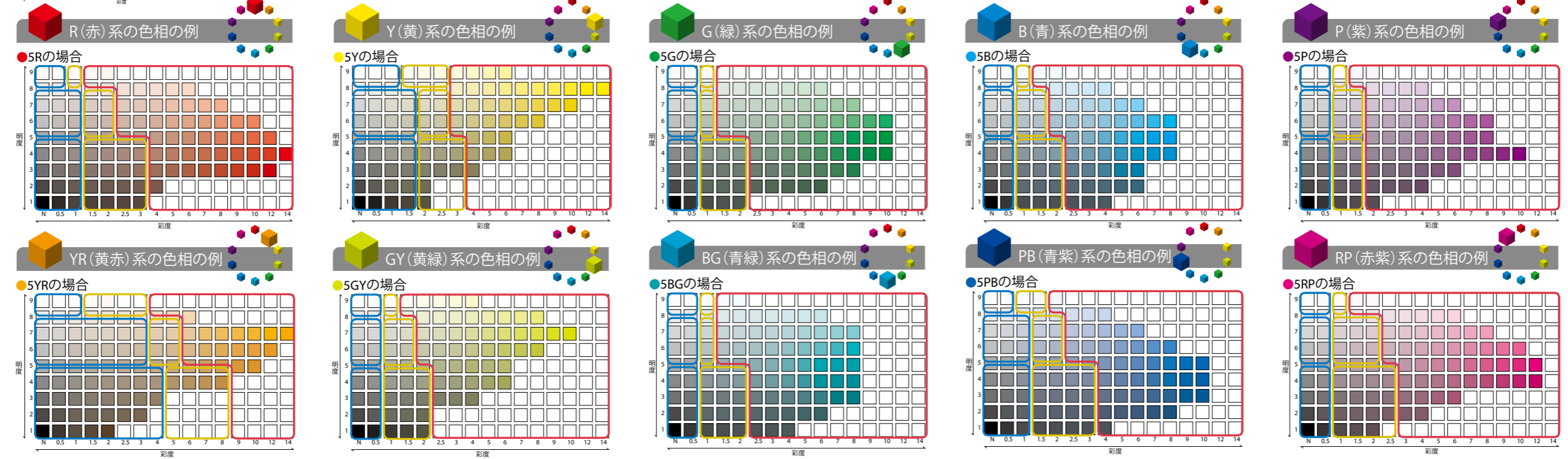
トーン	色相	1.25R 6.24R	6.25R 8.74R	8.75R 1.24YR	1.25YR 3.74YR	3.75YR 6.24YR	6.25YR 8.74YR	8.75YR 1.24Y	1.25Y 3.74Y	3.75Y 8.74Y	8.75Y 1.24GY	1.25GY 3.74GY	3.75GY 6.24GY	6.25GY 1.24B	1.25B 6.24B	6.25B 8.74B	8.75B 1.24PB	1.25PB 3.74PB	3.75PB 8.74PB	8.75PB 1.24P	1.25P 6.74P	6.75P 3.74RP	3.75RP 1.24R
● 低彩度色 まちなみの景観の ベースとなる色	高明度 低彩度	8.0~10																					
	中明度 低彩度	5.0~7.9																					
	低明度 低彩度	0~4.9																					
● 中彩度色 大きな面積で使 うときは周辺の 景観に十分注意	高明度 中彩度	0.76 1.25	0.76 1.25	0.76 1.75	1.26 2.25	1.26 3.5	1.76 3.5	1.76 3.5	1.76 3.5	1.26 2.75	1.26 1.75	0.76 1.25	0.76 1.25	0.76 1.25	0.76 1.25	0.76 1.25	0.76 2.25	0.76 1.75	0.76 2.25	0.76 1.25	0.76 1.25	0.76 1.25	0.76 1.25
	中明度 中彩度	5.0~7.9																					
	低明度 中彩度	0~4.9																					
● 高彩度色 ベースカラー・ルーフカラーに使用不可	高彩度	上記以外の色彩																					

これらの色彩については、地域別の方向性に基づき、さらにおすすめの色彩を示しています。
(詳しくは、それぞれの地域ごとのガイドラインをお読み下さい)

(例) 代表的な色相



赤枠内はベースカラー・ルーフカラーに使用不可
(ただし、アクセントカラーとして建築物等の各壁面の1/5以内は使用可)



※ 上図に表示している色彩は、印刷による色再現のため、実際のマンセル値とは若干異なります。また、建築物等の色彩は小さなチップで検討するのではなく、大きな色見本を用意して慎重に選択することをおすすめします。

共通ガイドライン5：工作物を設置する場合は、周辺の景観を損ねないよう配置やデザインなどに配慮する

工作物は周辺の景観を損ねないよう、次のような方法により、極力圧迫感や不安感を与えないよう配置やデザインなどに十分に配慮しましょう。

- ・擁壁等は、壁面前面のスペース確保による緑化、ツタなどによる壁面の被覆、素材や形態に変化を付け圧迫感を軽減するなど、壁面の修景を工夫する。
- ・鉄塔・煙突・高架水槽等は、敷地境界から後退させ、周辺の施設や歩行者、車に対して圧迫感を与えない配置とし、落ち着いた形態等とする等周辺との調和を図る。
- ・装飾塔・物見塔等は、景観を損ねる華美なデザインや電飾は避け、設置場所周辺には緑や舗装などの工夫による修景を図る。

《擁壁等の修景例》

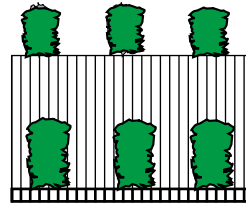


ツタなどによる壁面の緑化



緑化擁壁を用いた修景。(光ヶ丘)

壁面の素材や形態に変化をつける

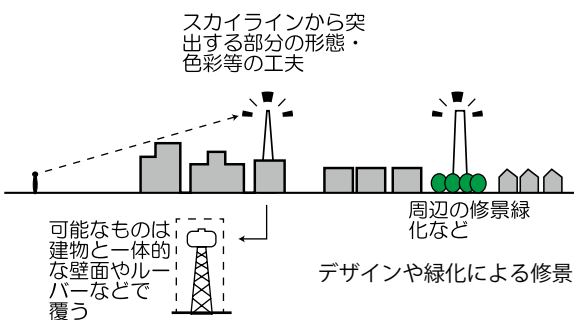


壁面の素材や変化による圧迫感を軽減する工夫



表面の仕上げの変化や前面空地を緑化するなどの修景。(柏市)

《鉄塔・煙突・高架水槽等の修景例》



周囲に緑を配置することで雰囲気をはらげています。(品川区)



周囲の自然との調和に配慮し暖色系を使用しています。(南増尾)

《装飾塔・物見塔等の修景例》



周辺の緑に馴染んだ落ち着いた色彩だが、高台の物見塔と、麓のモニュメントの軸線を合わせ、空間を演出しています。(八王子市)



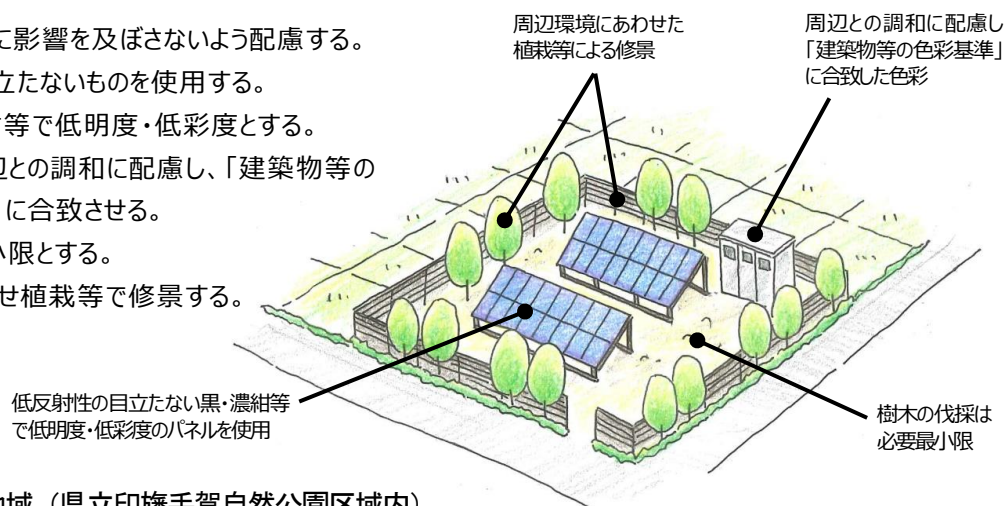
電飾を用いているが、落ち着いた表情のデザインとなっています。(横浜市)

＜太陽光発電設備の設置について＞

太陽光発電設備等を設置する場合は、周辺の景観を損ねないよう次の項目に配慮し、周辺から違和感のない配置やデザイン、形態、色彩等とするよう努めましょう。

(1) 対象エリア：市内全域

- ・パネルの反射光が周辺に影響を及ぼさないよう配慮する。
- ・パネルは低反射性の目立たないものを使用する。
- ・パネルの色彩は黒・濃紺等で低明度・低彩度とする。
- ・附属設備の色彩は周辺との調和に配慮し、「建築物等の色彩基準」（P 4 1）に合致させる。
- ・樹木の伐採は必要最小限とする。
- ・外周は周辺環境にあわせ植栽等で修景する。



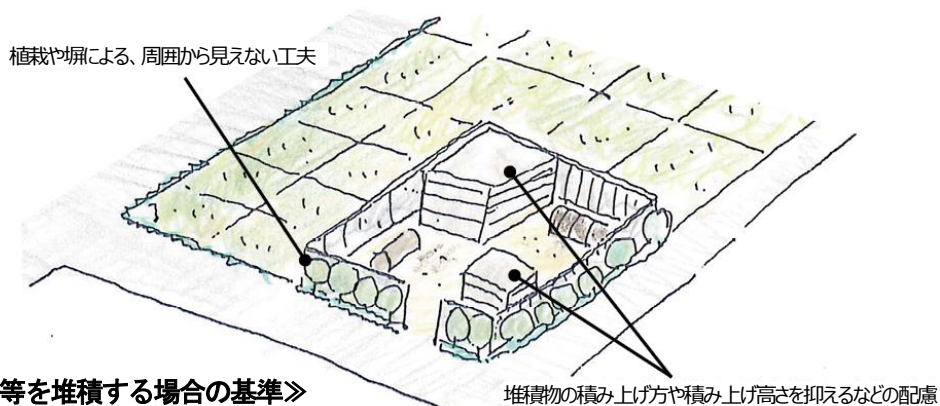
(2) 対象エリア：水辺景観地域（県立印旛手賀自然公園区域内）

水辺景観地域（県立印旛手賀自然公園区域内）は、一定規模（出力500kwまたは敷地面積5,000㎡）以上の太陽光発電設備の設置自粛区域とします。また、小規模な設備を設置する場合は、外周を鋼板等ではなく植栽等で修景し、周辺との調和に配慮してください。

共通ガイドライン6：屋外で土石、廃棄物等を堆積する場合は、周辺の環境との調和を図る

土石、廃棄物等を堆積する場合は、次のような方法により、通りからの見え方に十分な配慮が必要です。

- ・周囲から堆積物が見えないような配置の工夫や植栽や塀などを設けて遮へいするなどの配慮をすること。
- ・できるだけ整然とした積み上げ方をし、堆積物の高さを低く抑えるなどの配慮をすること。



＜土石、廃棄物等を堆積する場合の基準＞